

# 1 宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理要綱

平成16年10月1日  
危機管理局

## 目次

第1章	総則	(第1条－第3条)
第2章	運航体制	(第4条－第8条)
第3章	運航管理	(第9条－第21条)
第4章	安全管理等	(第22条－第24条)
第5章	教育訓練	(第25条－第26条)
第6章	事故防止対策等	(第27条－第29条の1)
第7章	雑則	(第30条－第31条)
	附則	

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、宮崎県防災救急ヘリコプター（以下「防災救急ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、防災救急ヘリの安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

### (他の法令との関係)

第2条 防災救急ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、法及び「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（令和元年消防庁告示第4号。以下「運航基準」という。）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 防災救急航空センター 防災救急ヘリの運航及び管理を行う県の出先機関（以下「センター」という。）をいう。
- (2) 防災救急ヘリ等 防災救急ヘリ、防災救急ヘリ用装備品その他航空消防活動に必要な装備品等をいう。
- (3) 航空隊員等 防災救急ヘリに搭乗し航空消防活動に従事する防災救急航空センター防災救急航空隊の隊員及び運航員をいう。
- (4) 運航責任者 運航基準第5条第2項に規定する事務を行う者をいう。
- (5) 運航指揮者 運航基準第8条に規定する航空消防活動指揮者をいう。
- (6) 操縦士 法第28条の規定により消防防災ヘリを操縦することができる航空従事者（定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格についての技術証明を有する者に限る）
- (7) 相互応援協定 「防災消防ヘリコプター相互応援協定」（平成31年締結）及び「九州・山口9県災害時応援協定」（平成23年締結）をいう。
- (8) 関係機関 航空機を用いた捜索及び救助に関する事務を行う国の機関
- (9) 運航計画 防災救急ヘリを効率的に運航するため、航空消防活動、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。
- (10) 自隊訓練 航空隊員等が航空消防活動に関する技術の習得を図るために行う訓練をいう。

## 第2章 運航体制

(防災救急航空センターの運航管理)

第4条 センターに運航責任者を置き、センター長をもって充てる。

2 運航責任者は、運航基準第5条第2項に定める事務をつかさどる。

3 センターに運航責任者の事務を補助するため職員を置く。

(防災救急航空隊の設置)

第5条 センターに防災救急航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

2 航空隊は、防災救急へりに搭乗し航空消防活動に従事する。

3 航空隊に、隊長、副隊長、隊員及び運航要員を置く。

4 隊長及び副隊長並びに隊員は、消防保安課長が任命する。

(隊長の任務)

第6条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して航空消防活動の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第7条 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、センター長があらかじめ指定した順位に基づき副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第8条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、防災救急へりの性能と災害等の状況に即応した航空消防活動に努めなければならない。

2 隊員は、航空消防活動の遂行に当たり、安全を十分確認するとともに、関係法令等を遵守し、隊員相互の連携を密にして所期の目的を達成するよう努めなければならない。

## 第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 防災救急へりの運航管理を総括するため総括管理者を置き、危機管理統括監をもって充てる。

(運航管理責任者)

第10条 防災救急へりの運航維持管理等に関する業務全般の掌理及び次条に規定する事務及び運航承認を行うため運航管理責任者を置き、消防保安課長をもって充てる。

(運航責任者)

第11条 運航責任者は、航空消防活動に伴う防災救急へりの出発の承認及び中止の指示を行う。

なお、運航責任者に事故があるとき又は欠けたときは、運航管理責任者 総括管理者の順にその事務を取り扱うものとする。

2 運航責任者は、第19条第1項の規定による協定に基づき、他の地方公共団体からの応援要請を受けて防災救急へりを緊急運航させる場合又は他の地方公共団体に対し応援要請を行う場合は、事前に運航管理責任者の承認を受けなければならない。

3 前項に定めるもののほか、運航責任者は、国又は航空消防活動の実施に関し航空

機を用いた捜索及び救助を行う他の行政機関からの指示又は要請を受け、本県の区域外において航空消防活動を行う場合は、事前に運航管理責任者の承認を受けなければならない。

(防災救急ヘリに搭乗する者の指定)

第12条 運航責任者は、防災救急ヘリを運航する場合には、搭乗する航空隊員等を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(運航指揮者)

第13条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が防災救急ヘリに搭乗しないとき又は航空消防活動の遂行に必要と認められるときは、運航責任者が防災救急ヘリに搭乗する副隊長又は隊員の中から運航指揮者を指定するものとする。

2 運航指揮者は、防災救急ヘリに搭乗中、法その他の関係法令の規定により機長が行うこととされている権限を除き、防災救急ヘリに搭乗している者を指揮監督する。

(2人操縦士体制等)

第14条 防災救急ヘリは、操縦士2名で運航するものとする。

2 運航責任者は、前項の操縦士のうち1名を機長に、他の1名を副操縦士に指定するものとする。

3 機長は、法の定めるところによる権限を防災救急ヘリ搭乗者に対して行使するとともに運航中の安全に対して責めを負う。

4 副操縦士は、機長が行う操縦の補助及び周囲の監視を行うとともに、機長に事故があるときは、機長に代わってその職務を行うものとする。

5 運航管理責任者は、運航基準第7条の規定を踏まえ防災救急ヘリの機長及び副操縦士の乗務要件を別途定めるものとする。

6 運航責任者は、操縦士の安全かつ確実な航空消防活動に資するため、毎年、操縦士の乗務要件を確認するものとする。

(運航計画)

第15条 運航管理責任者は、航空消防活動等を適正かつ円滑に行うため、防災救急ヘリの運航計画を定めなければならない。

2 運航計画に基づき行う運航を、通常運航という。

3 運航計画は、宮崎県防災救急ヘリコプター年間運航計画(様式第1号)及び宮崎県防災救急ヘリコプター月間運航計画(様式第2号)とする。

(運航基準)

第16条 防災救急ヘリは、次の各号に掲げる活動で、運航規程の定めるところにより防災救急ヘリの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動等
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練のための活動
- (8) 一般行政活動

- 2 防災救急ヘリの運航は、気象条件、点検整備等により運航できない場合を除き、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間において行うものとする。ただし、前項第1号から第5号までに規定する活動のための運航（以下「緊急運航」という。）及び緊急運航を前提とした訓練のための運航は、日の出から日没までの間において行うものとする。
- 3 総括管理者が特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、運航することができるものとする。
- 4 第3章に規定する防災救急ヘリの出発の承認及び中止の判断基準、運航前及び運航中の留意事項並びに運航中の安全対策に関して必要な事項は、運航規程で別途定めるものとする。

#### （緊急運航）

- 第17条 前条第1項第1号から第5号に規定する活動を要する事態が発生した市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合その他の関係機関の長からの要請又は指示で運航規程の定めるところにより行う運航を緊急運航という。
- 2 緊急運航は、通常運航に優先する。
  - 3 運航責任者は、防災救急ヘリの通常運航中に緊急運航を決定したときは、運航指揮者に対し、直ちに、通常運航を中断し、緊急運航に移行する旨を指示しなければならない。

#### （情報連絡及び報告）

- 第18条 運航指揮者は、防災救急ヘリの搭乗中に得た情報等を随時運航責任者に報告しなければならない。
- 2 運航指揮者は、防災救急ヘリに搭乗し、業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第3号）を作成し、運航責任者に報告しなければならない。
  - 3 運航指揮者は、緊急運航に従事したときは、前項の飛行報告書に加えて、緊急運航報告書（様式第4号）を作成し、速やかに運航責任者に報告しなければならない。
  - 4 運航責任者は、緊急運航を行ったとき及び報告が必要な事項がある場合は、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

#### （ヘリコプター保有機関との相互応援等）

- 第19条 総括管理者は、防災救急ヘリの整備点検等で防災救急ヘリが運航できない場合又は大規模災害が発生したときの航空消防活動に対処するため、消防防災ヘリコプターを保有する近隣の地方公共団体との間で、航空消防活動に関する相互応援体制の確立のための協定（以下「相互応援協定」）を締結するよう努めるものとする。
- 2 総括管理者は、相互応援協定を締結した他の地方公共団体との間で、耐空検査の時期の調整等を行い、本県を含む協定を締結した地方公共団体の区域における航空消防活動に必要な消防防災ヘリコプターの運航が常時確保されるよう努めるものとする。
  - 3 総括管理者は、前項に規定する以外のヘリコプター保有機関との間で、航空消防活動の必要がある災害が発生したときにおける対応を相互に協力して行うための協定等を締結するよう努めるものとする。

#### （飛行場外離着陸場等及びその他の調査）

- 第20条 運航管理責任者は、市町村等と協議し、航空消防活動を円滑に遂行するため、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておかなければならない。
- 2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態の把握に努めるものとする。

3 隊長は、相互応援協定を締結している他の地方公共団体の区域、その他当該運航団体の防災救急ヘリを運航することが見込まれる区域における次に掲げる事項について、調査を行うものとする。

- (1) 地勢の状況
- (2) 航空消防活動の必要がある災害の発生するおそれのある場所及びその地形並びに気象の状況
- (3) 飛行場外離着陸場、山林火災の消火に係る給水場所及び防災救急ヘリの燃料の補給施設その他の航空消防活動の実施に必要な施設設備の状況位置構造並びに管理状態
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(一般行政利用)

第21条 一般行政利用に関し必要な事項は、別途「宮崎県防災救急ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領」に定める。

## 第4章 安全管理等

(安全管理)

第22条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める防災救急ヘリの運用限界等指定書に基づき、航空消防活動の適正な執行体制及び航空機事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者及び運航責任者は、航空消防活動等の遂行にあたり、航空隊員等の任務及び分担業務の適正な執行及び防災救急ヘリの適正な整備を行う等により航空機事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期すとともに、センターの施設設備の整備充実を図り、適正な保守管理を行わなければならない。

(飲酒による防災救急ヘリの搭乗制限等)

第23条 防災救急ヘリに搭乗する航空隊員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災救急ヘリに搭乗することはできない。

- (1) 呼気1リットルにつき0.09ミリグラム以上のアルコールを身体に保有しているとき。
- (2) 前号の規定にかかわらず、酒精飲料等の影響による反応速度の遅延など、航空機の正常な運航ができないおそれがあると認められるとき。
- (3) 飲酒後8時間以内

2 防災救急ヘリに搭乗する航空隊員等は、別に定める要領に従い、アルコール検査を受けなければならない。

3 運航管理責任者は、航空隊員等に対して、アルコール摂取による身体への影響等に関する教育を定期的に行うものとする。

(防災救急ヘリ等の管理)

第24条 総括管理者は、法第23条及び第25条に規定する技能証明書を有する整備士による整備点検を受けなければ、防災救急ヘリを航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、防災救急ヘリ等を適正に管理し、その性能を最大限発揮できる状態にしておかななければならない。

## 第5章 教育訓練

(航空隊員等の教育訓練)

第25条 総括管理者は、航空隊員等の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員等の資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、運航計画に基づく自隊訓練のほか、運航基準第10条第2号に定める訓練及び航空隊の安全の確保に資する訓練を実施しなければならない。

(他機関との連携)

第26条 運航管理責任者は、航空消防活動を効率的に行うため、国、市町村、消防機関その他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施するとともに、市町村等が実施する訓練に防災救急ヘリ及び航空隊員等を参加させるものとする。

2 前項の規定による市町村等が実施する訓練への防災救急ヘリの参加に関し必要な事項は、別途「宮崎県防災救急ヘリコプターの防災訓練等参加に関する取扱要領」に定める。

## 第6章 事故防止対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第27条 総括管理者は、防災救急ヘリに係る事故（法第76条第1項各号に掲げる事故に限る。）が発生したとき、又はその疑いがある場合には速やかに当該防災救急ヘリの捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

2 前項の場合において、総括管理者は、直ちにその旨を消防庁長官に報告しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第28条 運航指揮者は、防災救急ヘリの運航中に、防災救急ヘリが故障したとき、又は気象の急変等による航空事故が発生するおそれがあるとき、若しくは発生したときは、人の生命身体及び財産等に対する危難の防止に最善を尽くすなど、万全の措置を講じ、直ちにその状況を運航責任者に報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項による報告を受け、又はその情報を入手したときは、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともにその旨を運航管理責任者及び当該区域を管轄する国土交通省航空局空港事務所に報告しなければならない。

(事故報告)

第29条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生したときには、直ちに知事及び国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生したときには、速やかに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

(事故が発生するおそれのある事案に係る報告)

第29条の1 総括管理者は、防災救急ヘリに係る事故が発生するおそれのある事案（ヒヤリハット）が生じた場合は、消防庁長官に報告するものとする。

## 第7章 雑則

(記録及び保存)

第30条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、航空消防活動に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第31条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年8月10日から施行する。

この要綱は、令和3年8月5日から施行する。







## 飛行報告書

運航責任者（宮崎県防災救急航空センター長） 殿

運航指揮者

印

年 月 日	年 月 日 ( ) 天候					
任 務	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (4) 火災防御 (5) 広域航空消防防災応援 (6) 災害予防 (7) 自隊訓練 (8) 合同訓練 (9) 一般行政活動 ( ) (10) その他 ( )  [内容]					
操縦士名			整備士名			
隊 員						
飛行時間	出発時間	時 分	実飛行時間	時間 分		
	到着時間	時 分	使用燃料	リットル		
搭 乗 者 及 び 搭 載 物 資	氏 名	飛行時間		品 名	個 数	重 量
		時間	分			kg
そ の 他						

緊急運航報告書

運航責任者（宮崎県防災救急航空センター長） 殿

出 動 番 号			運航指揮者		印
出 動 目 的	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急 (4)火災防御 (5)広域応援				
発 生 日 時	年	月	日 ( )	時	分ごろ
要 請 日 時	年	月	日 ( )	時	分
要 請 者			受 信 者		
発 生 場 所					
現 地 の 気 象	天候	風向	風速	m/s	気温 °C
	視程	m	雲高	m	( 警報・注意報)
運航指揮者名及び 出動隊員名			操縦士名 及び 整備士名		
出 動 時 間	時	分	所要時間	着 陸 場 所	現 地
現 地 到 着 時 間	時	分	時間		
業 務 開 始 時 間	時	分	所要時間	収容先	
業 務 終 了 時 間	時	分	時間		
現 地 出 発 時 間	時	分	所要時間	使用燃料	
収容先到着時間	時	分	時間	ℓ	
収容先出発時間	時	分	所要時間	総所要時間	
帰 隊 時 間	時	分	時間	時間	
消 火	回	ℓ	資 機 材 搬 送	回	kg
救 助	回	人	情 報 収 集		
救 急	回	人	調 査		
人 員 搬 送	回	人	そ の 他		



## 2 宮崎県防災救急ヘリコプター運航規程

平成 16 年 10 月 1 日  
危機管理局

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第 16 条第 4 項の規定により、宮崎県防災救急ヘリコプター（以下「防災救急ヘリ」という。）の運航に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において用いる用語の意義は、要綱に定めるもののほか、以下に掲げるとおりとする。

- (1) ヘリコプター動態管理システム 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」(令和元年 9 月 24 日付け消防庁告示第 4 号)別表第一(第 9 条第 1 項関係)第 11 号に規定する「衛星通信を活用した防災救急ヘリコプターの動態を管理するシステム(機上装置及び地上端末を含む。)」をいう。

(他の規定との関係)

第 3 条 運航については、要綱及び相互応援協定に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第 4 条 緊急運航は、原則として、次の要件をすべて満たす場合に行うことができるものとする。

- (1) 公共性 公共の安全を維持するため県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 既存の資機材及び人員では十分な活動が期待できない又は活動できない場合等防災救急ヘリコプターを使用する以外に適切な手段方法がないこと。

(緊急運航の基準)

第 5 条 緊急運航は、前条に掲げる要件を原則としてすべて満たし、かつ、別紙「宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準」(以下「緊急運航基準」という。)に該当する場合に行うことができるものとする。

(緊急運航の要請)

第 6 条 緊急運航の要請は、緊急運航を要する事態が発生した市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合その他相互応援協定を締結した団体(以下「要請する機関」という。)の長が運航責任者に対し行うものとする。

- 2 前項の規定により要請する機関から緊急運航の要請があった場合(その他相互応援協定を締結した団体を除く。)に、防災救急ヘリが運航できないときは、相互応援協定を締結した団体に対し緊急運航の応援要請を行うものとする。緊急運航の応援要請を行うにあたっては、消防活動現場までの距離及び天候、消防防災ヘリの性能、活動能力、資機材等を勘案して応援を要請する団体を決定する。
- 3 相互応援協定を締結した団体からの要請に基づき緊急運航をする場合及び相互応援協定を締結した団体に緊急運航要請をする場合は、運航責任者は事前に運航管理責任者の承認を受けなければならない。

- 4 前項の要請は、緊急運航要請書（様式第1号）及び緊急運航応援要請書（相互協定様式第1号）により行うものとする。
- 5 要綱第17条に規定する関係機関の長からの要請又は指示で行う緊急運航については、関係機関の長の指示に従うものとする。ただし、要綱、この規程に定める安全運航に関する規定は除く。

#### （運航の決定）

- 第7条 運航責任者は、航空消防活動の内容及びその活動場所の状況、気象状況等を可能な限り詳細に収集・把握し、運航の可否を決定しなければならない。ただし、前条第3項に規定する場合は、事前に運航管理責任者の承認を受けること。
- 2 運航責任者は、出発を承認する場合は、運航指揮者に要請内容に対応するための必要な搭乗人員及び資機材等の運航体制を指示しなければならない。
  - 3 運航責任者は、前条第1項に規定する運航の要請を受け運航の可否を決定したときは、要請する機関の長に運航の可否を通知しなければならない。（前条第3項に基づく運航の要請の場合は、防災救急ヘリコプター緊急運航応援出動書（相互応援協定様式第2号）による。）
  - 4 運航指揮者は、第1項の指示を受けたときは、対応するために必要な運航体制を整えなければならない。
  - 5 運航責任者は、第1項及び第2項の規定により防災救急ヘリが緊急運航をしたとき及び報告が必要と認める事項がある場合は、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

#### （運航の条件）

- 第7条の2 運航責任者は、次の条件をすべて満たす場合に、防災救急ヘリを運航させることができる。
- (1) 予想される飛行経路が航空法施行規則（以下「施行規則」という。）第5条に定める有視界気象状態にあり、かつ、継続的に保たれる状態であること。ただし施行規則第198条の4（特別有視界飛行方式）に定める許可を受けた場合は、この限りではない。
  - (2) 別途定める「宮崎県防災救急ヘリコプター操縦士の乗務要件」を満たす操縦士が乗務すること。
  - (3) 要綱、その他応援協定等に規定されている活動の範囲内であること。
  - (4) 法その他関係法令に抵触するおそれがないこと。

#### （出発の承認）

- 第7条の3 機長は、防災救急ヘリを出発させるにあたっては、運航責任者の承認を受けるものとする。
- 2 機長は、法第73条の2に規定する出発前の確認のほか、運航指揮者による他の航空隊員等に対する当該航空消防活動の目的、内容、現場の状況等に係る説明が終了した後に、防災救急ヘリを出発させるものとする。

#### （運航中の安全対策及び中止の判断基準）

- 第7条の4 運航責任者は、防災救急ヘリの運航中はヘリコプター動態管理システム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び運航指揮者に当該情報を提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び運航指揮者に対し航空消防活動を中止するよう指示するものとする。
- 2 機長及び運航指揮者は、防災救急ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況

及び地理的条件、防災救急ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ安全管理に十分配慮し必要に応じて航空消防活動の中止の判断を行うものとする。

なお、運航指揮者は、法で定める機長及び副操縦士の飛行に関する可否について、その判断を妨げてはならない。

- 3 機長又は運航指揮者は、航空消防活動の中止の判断をしたときは、遅滞なくその旨を運航責任者に報告するものとする。
- 4 防災救急ヘリに搭乗している航空隊員等は、防災救急ヘリの運航中は、機外の監視を行うとともに、状況により機長及び運航指揮者に必要な報告及び注意を喚起する助言を行うものとする。

(航空消防活動類型ごとの活動について)

第7条の5 運航管理責任者は、山岳救助、水難救助等その他の特に安全の確保に配慮する必要があると認める航空消防活動の類型ごとに必要な事項について活動要領を定めるものとする。

(連絡及び体制)

第8条 運航責任者は、防災救急ヘリを運航し、又は運航しようとするときは、要請する機関（訓練の際には主として訓練を実施する機関等）と緊密な連絡を図るとともに、要請機関の指揮者等及び防災救急ヘリの運航指揮者に緊密な連絡を取らせるものとする。

- 2 要請する機関は、必要に応じ次の体制を整えるものとする。
  - (1) 飛行場外離着陸場の確保（散水等必要な措置を含む。）及び安全対策（訓練にあつてはすべての実施場所）
  - (2) 傷病者の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
  - (3) 空中消火のための給水場所の確保
  - (4) その他必要な事項

(報告)

第9条 運航管理責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ、要請する機関に対して当該災害等の状況について報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年8月10日から施行する。（名称を緊急運航要領から運航規程に変更する。）

この規程は、令和3年8月5日から施行する。

1 要請機関名	(発信者)
2 要請日時	年 月 日( 曜日) 時 分
3 要請目的	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急 (4)火災防御 (5)広域航空消防防災応援 (6)その他
4 要請内容	(1) 救急搬送 (2) 転院搬送 (3) 捜索 (4) 救助 (5) 物資搬送 (6) 人員搬送 (7) 空中消火 (8) その他:
5 発生場所	市・町・村 (目標) (離着陸場所)
6 発生日時	年 月 日( 曜日) 時 分ごろ
7 概 要	..... ..... ..... ..... .....
8 必要機材等	
9 気象状況	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視程 k m 雲高 m 警報及び注意報
10 現場指揮官	所属 職 氏名
11 現場との 連絡手段	無線種別 携帯 TEL
12 他の航空機の活動要請	(有・無) (機関名) (機数)
13 その他必要な事項	
14 地図(目標)等	



15 傷病者搬送の場合

① 搬送要請病院名		診療科	主治医		
② 傷病者	(ふりがな) 氏名	性別	男・女	生年月日 年 月 日	
	傷病名	年齢 歳			
	職業				
③ 世帯主住所氏名					
④ 発病（負傷）の原因、経過等					
⑤ 救急車の手配	要請側	受入側			
⑥ 受入病院名等	診療科	担当医			
⑦ 空輸区間	要請側着陸地	受入側着陸地			
⑧ 搭載機材等					
⑨ 搭乗者	医師	氏名	男・女	生年月日	年 月 日
		病院名		年齢	歳
	看護師	氏名	男・女	生年月日	年 月 日
		病院名		年齢	歳
	付添人	氏名	男・女	生年月日	年 月 日
		住所		年齢	歳
	付添人	氏名	男・女	生年月日	年 月 日
		住所		年齢	歳
⑩ 処理経過		要請日時	年 月 日	～ 撤収日時	年 月 日
⑪ 摘要					
<p>防災救急航空センター長 殿 年 月 日</p> <p>上記のとおり要請します。</p> <p style="text-align: center;">要請機関の名称</p> <p>代表者氏名 印</p>					

## 県防災ヘリコプター緊急運航応援要請書

県知事 様

要請日時分 年 月 日 時 分

発生日時分 年 月 日 時 分頃

## 災害情報

要請県	県				
緊急運航種別 (内容を○で囲む)	火災	救助	救急	情報収集・輸送	その他
要請内容 (内容を○で囲む)	空中消火 情報収集	救助 隊員投入	捜索 物資搬送	救急搬送 その他	転院搬送
事故・災害概要					
通報者氏名				連絡先	
発生場所 (災害現場)	場所				
	座標	N		E	
離着陸場 (搬送元病院)	場所				
	場外番号			支援隊コールサイン	
	座標	N		E	
搬送先 離着陸場 (搬送先病院)	場所				
	場外番号			支援隊コールサイン	
	座標	N		E	
気象状況(現場)	天候	風向	風速 m/sec	気温 ℃	視程 km
通信連絡方法等	航空センター		航空波	(呼称名)	
	現場消防本部名		指揮者氏名		
	無線波種別		(呼称名)		
傷病者名	住所	県 市			
	氏名	生年月日		年 月 日	歳
	傷病名	性別			
必要資機材					
※その他特記事項					
電話連絡先	航空センター		(TEL)	-	(FAX)
	消防本部		(TEL)	-	-
	県消防保安課		(TEL)	-	(FAX)

## 宮崎県防災ヘリコプター緊急運航応援出動書

要請受理時分	年 月 日 時 分
出動決定者	

航空消防活動指揮者	職名		氏名	
コールサイン	航空波	123.45MHz・122.60MHz	名称	防災ヘリ「あおぞら」
	消防波	統制波1 274.90625MHz	名称	「みやざきけんぼうさいヘリ1」
出動時間	月 日		時 分	
到着予定時間	月 日		時 分頃	
活動予定時間	時 分		～	時 分

連絡担当	宮崎県防災救急航空センター 宮崎県危機管理局県消防保安課	TEL 0985-56-0586 FAX 0985-56-0597 TEL 0985-26-7065 FAX 0985-26-7304	担当者
------	---------------------------------	--	-----

※ 備考

(別紙)

## 宮崎県防災救急ヘリコプター操縦士の乗務要件

宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理要綱第14条第5項に規定する防災救急ヘリコプターの機長及び副操縦士の乗務要件は、次のとおりとする。

### 1 機長の乗務要件

- (1) 本県が有する防災救急ヘリコプターの操縦の型式資格を有する者
- (2) 回転翼航空機総飛行時間が2,000時間以上で、1,000時間以上の機長時間（うち500時間は回転翼航空機の機長時間）を有しかつ、本県が有する同型機の飛行時間が200時間以上であること。
- (3) 本県防災救急ヘリコプターの運航と類似した環境での飛行経験を有すること。
- (4) 年齢が65歳未満の者

### 2 副操縦士の乗務要件

- (1) 航空法に定める回転翼事業用操縦士として必要な資格（回転翼事業用操縦士技能証書、第一種航空身体検査証、航空特殊無線技士又は航空無線通信士、特定操縦技能証明書）を有すること。
- (2) 本県が有する防災救急ヘリコプターの操縦の型式資格を有すること
- (3) 年齢が70歳未満の者。ただし、65歳以上70歳未満の者については、本県が有する同型機の飛行時間が200時間以上、かつ回転翼航空機の機長時間を2,000時間以上保有し、過去3年の内2年以上防災救急ヘリコプターの乗務経験を有する者

### 3 限定機長の乗務要件

自隊訓練及び合同訓練等の運航において上記2の副操縦士が機長としての経験を確保するために、前記1の乗務要件を満たす機長が同乗し、常にアドバイスできる環境にある場合は、限定機長として操縦することができる。

### 附 則

この要件は、令和3年8月5日から施行する。

(別紙)

## 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準

1 この緊急運航基準は、宮崎県防災救急ヘリコプター運航規程第5条に必要な事項を定めることを目的とするものとする。

### 2 救急活動

(1) 事故又は急病等による搬送

事故又は急病等に起因して重症が疑われ、又は山間部、離島等から緊急に傷病者の搬送を行う必要があると認められる場合で、別に定める「宮崎県防災救急ヘリコプター救急活動出動基準」に該当するとき。

(2) 高次医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高次医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、原則として医師が搭乗できるとき。

(3) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機器等の輸送

緊急に救命医療行為を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められるとき（ホイスト装置を使用した医師の現場投入は別に定めるところによるものとする。）。

(4) 移植のための臓器等の搬送

移植医療を行うため、臓器、担当医師又は医療機器等を緊急に搬送する必要があると認められるとき。

(5) その他、特に、防災救急ヘリコプターによる救急活動が有効と認められるとき。

### 3 救助活動

(1) 河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故、山岳遭難事故等において、防災救急ヘリコプターによる対応がより有効と認められるとき。

(2) 中高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で屋上からの救出が必要と認められるとき。

(3) 陸上から接近できない被災者等の救出

大雨による山崩れ等により道路が寸断された場合など陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められるとき。

(4) その他、特に、防災救急ヘリコプターによる救助活動が有効と認められるとき。

### 4 災害応急活動

(1) 被害状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又はガス爆発事故、高速道路等での大規模な交通事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査又は情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められるとき。

(2) 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、医療その他の生活必需品、復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要があると認められるとき。

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報、警告等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められるとき。

- (4) その他、特に、防災救急ヘリコプターによる災害応急活動が有効と認められるとき。

## 5 火災防御活動

- (1) 林野火災等における空中からの消火活動

防災救急ヘリコプターによる空中からの消火がより効果的であると認められるとき。

- (2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査又は情報収集活動を行う必要があると認められるとき。

- (3) 広報活動

住民への避難誘導等広報活動が必要と認められるとき。

- (4) 資機材や要員の搬送

交通遠隔地等において効果的な消火活動を行うため、消火資機材又は消火要員の搬送が必要であると認められるとき。

- (5) その他、特に、防災救急ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められるとき。

## 6 広域航空消防防災応援活動等

- (1) 消防組織法第44条第1項に基づき、消防庁長官から消防の応援等のため都道府県知事に対して必要な措置をとることを求められたとき。
- (2) 消防組織法第44条第5項に基づき、消防庁長官から緊急消防援助隊の出動のため都道府県知事に対して必要な措置をとることを指示されたとき。
- (3) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号）6（3）に基づき消防庁長官から応援要請が行われたとき。
- (4) 九州・山口9県災害時応援協定（平成29年10月31日締結）第6条に基づき九州・山口9県被災地支援対策本部長等から応援要請が行われたとき。
- (5) 熊本県、大分県、鹿児島県、長崎県、佐賀県及び宮崎県における防災消防ヘリコプター相互応援協定（令和4年3月締結）第2条に基づき応援要請（支援要請を含む）があった場合。

### 3 宮崎県防災救急ヘリコプター救急活動出動基準

1 この救急活動出動基準は、宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準（以下「県運航基準」という。）2（1）に必要な事項を定めるものとする。

(1) 出動の対象

救急車による搬送が不可能又は救急車による搬送が可能であっても防災救急ヘリコプターによる搬送がより有効であると認められる場合

(2) 実施条件

ア 搬送する患者は、飛行特性（振動、騒音、気温、気圧、酸素、気流の乱れによる揺れ、重力等）の変化に十分対応できる容体であること。

イ 医療機関の受入れ体制が整っている、又は着陸地点に救急車の手配が完了していること。

ウ 患者の搭乗場所及び受入れ医療機関の付近に離着陸場があること。

エ 関係者（付添人）の同乗については、機体の最大離着陸重量及び座席に余裕がある場合で、事前に運航責任者の許可を受けること。

2 県運航基準2（5）で規定する「その他、特に、防災救急ヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合」の救急活動出動基準は、次のとおりとする。

(1) 事故等の目撃者等から119番通報があり、以下のアの事故の種類のいずれかに該当し、かつイの傷病者の症状等に該当しさらに指令担当者においてウに掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

ア 事故の種類等

(ア) 自動車事故

a 車両の運転者又は同乗者（以下「運転者等」という。）が車外に放出された交通事故

b 自動車の横転・転落事故

c 自動車の衝突などにより自動車に著しい損傷を認める交通事故

d 歩行者もしくは自転車が、自動車に跳ね飛ばされ、又はひき倒された事故

(イ) 二輪車等事故

a 時速30km程度以上で衝突した事故

b 運転者等が車両から放出された事故

(ウ) 墜落・転落事故

a 高所からの墜落又は転落（6 m以上又は3階以上を目安）。ただし子供は、身長の2～3倍程度の高さを目安

b 山間部での滑落

(エ) 窒息事故

a 溺水

b 生き埋め

(オ) 列車（衝突）事故

(カ) 航空機（墜落）事故

(キ) 傷害事件（銃等で撃たれた事件又は刃物等で刺された事件）

(ク) 重傷が疑われる中毒事件（ただし、二次汚染のある傷病者は対象外とする。）

イ 傷病者の状態・疾病

(ア) バイタルサイン

- a 目を開けさせる（覚醒させる）ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激（つねる）を与えることを繰り返す必要がある（JCSで30以上）こと。
- b 脈拍が弱くてかすかしかふれない又は全く脈がないこと。
- c 呼吸が弱くて止まりそうである又は速く、浅い呼吸をしていること。
- d 呼吸停止
- e 呼吸障害又は呼吸がだんだん苦しくなってきたこと。

(イ) 外傷

- a 頭部、頸部、躯幹又は、肘若しくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- b 2か所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む。）の切断
- c 麻痺を伴う肢の外傷
- d 広範囲の熱傷（体のおおむね3分の1を超えるやけど又は気道熱傷）
- e 意識障害を伴う電撃症（落雷や電線に触れた感電事故で意識がない）
- f 意識障害を伴う外傷

(ウ) 疾病

- a けいれん発作
- b 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）
- c 新たな四肢麻痺の出現
- d 頭部、胸部、腹部の強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

ウ 地理的条件

(ア) 事案発生地点が、防災救急ヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、防災救急ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。）であること。

(イ) (ア)には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、防災救急ヘリコプターで搬送をすることで、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること。

- (2) (1)に該当しない場合であっても、防災救急ヘリコプターの活用により、他の搬送手段に比べて搬送時間が短縮でき、傷病者の救命効果、又はその後の回復の効果が期待できると判断した場合
- (3) 現場に到着した救急隊員等から要請があった場合

3 搬送の対象とならない者

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症の類型に基づく、一類感染症（疑似症、無症状病原体保有を含む。）、二類感染症（疑似症を含む。）、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症に該当すると診断された患者又は傷病者は原則、搬送対象外とする。また、その他の感染症患者については、医師等と協議して疾病及び患者の状態に応じて対応するものとする。
- (2) 放射性物質による汚染患者又は傷病者の搬送に関しては、除染が完了していない患者又は傷病者の搬送は行わないものとする。ただし、除染が完了した患者又は傷病者であって、二次被ばくのおそれがない場合に限り搬送を行うこととする。



## 4 宮崎県防災救急ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、宮崎県防災救急ヘリコプター（以下「防災救急ヘリ」という。）の一般行政利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語は、要綱及び宮崎県防災救急ヘリコプター運航規程で使用する用語の例による。

### (運航の原則)

第3条 一般行政利用のための年間総運航時間数は、15時間程度とする。

- 2 防災救急ヘリを一般行政に利用する前、又は利用中に、要綱第16条の規定により緊急運航を要する事態が生じたとき、又は当日の気象条件が運航に適さないときは、運航の全部又は一部を中止することができる。

### (利用希望申込)

第4条 一般行政に防災救急ヘリを利用することを希望する本庁各課の課長（県企業局、県議会事務局、各種委員会等を含む。以下「各課長等」という。）は、利用希望日の前年度2月末までに宮崎県防災救急ヘリコプター年間利用希望申込書（様式第1号）を運航管理責任者に提出するものとする。ただし、緊急に利用が必要と認められる場合は、この限りではない。

### (利用の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条による宮崎県防災救急ヘリコプター年間利用希望申込書が提出されたときは、他の通常運航との調整を行ったうえ、利用を認めるものは利用希望日の前年度3月末までに宮崎県防災救急ヘリコプター年間運航計画（以下、「年間運航計画」という。）に登載し、その結果を各課長等に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、年間運航計画の送付をもって代えることができる。

### (利用手続)

第6条 各課長等は、前条による利用決定を受けたものについて、利用しようとする日の1月前までに宮崎県防災救急ヘリコプター利用申請書（様式第2号）を運航管理責任者に提出して承認を得るものとする。

- 2 前項による承認は、宮崎県防災救急ヘリコプター利用承認書（様式第3号）によるものとする。この場合、運航管理責任者は必要な条件を付すことができる。

### (行政利用の特例)

第7条 総括管理者が特に必要と認める緊急を要する行政利用については、総括管理者の指示により利用できるものとする。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

この要領は、令和2年8月10日から施行する。

この要領は、令和3年8月5日から施行する。

宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理責任者 殿  
（消防保安課長）

課 長

**宮崎県防災救急ヘリコプター年間利用希望申込書**  
（ 年度）

1 利用年月日	年 月 日 ( )
2 利用目的	
3 飛行経路	
4 飛行予定時間	時間 分
5 搭乗者数	
6 その他参考となる事項	

担当者の職氏名	(TEL : )
(連絡先)	(FAX : )

宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理責任者 殿  
(消防保安課長)

課 長

**宮崎県防災救急ヘリコプター利用申請書**

1 利用年月日 及び使用時間	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
2 利用目的	
3 飛行経路	
4 離着陸場所	
5 飛行時間	時間 分
6 搭乗予定者	職 名 氏 名 職 名 氏 名
7 その他参考と なる事項	

担当者の職氏名 (連絡先)	(TEL : ) (FAX : )
------------------	----------------------

( 申 請 者 ) 殿

宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理責任者  
(消防保安課長)

### 宮崎県防災救急ヘリコプター利用承認書

年 月 日付け第 号で申請のあった宮崎県防災救急ヘリコプターの利用  
については、下記のとおり承認します。

#### 記

- 1 利用日時 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
- 2 利用目的
- 3 飛行経路
- 4 搭乗予定者  
(職・氏名)

## 5 宮崎県防災救急ヘリコプターの防災訓練等参加に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第26条第2項の規定に基づき、宮崎県防災救急ヘリコプター（以下「防災救急ヘリ」という。）が、市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合、県又は国の機関（以下「市町村等」という。）の実施する訓練に参加することに関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、航空法（昭和27年法律第231号）（以下「法」という。）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市町村 宮崎県内の市町村をいう。
- (2) 防災訓練 災害時に適切な行動ができるよう災害を想定して行う事前訓練をいう。
- (3) 消防訓練 消火、通報及び避難の訓練をいう。
- (4) 消防出初式 消防関係者により1月初旬に行われる仕事始めの行事をいう。

(参加の原則)

第3条 防災救急ヘリが参加する訓練等は、県、市町村等が主催する防災訓練、消防訓練、消防出初式等（以下「防災訓練等」という。）とする。

- 2 防災救急ヘリが防災訓練等に参加する前又は参加中に、要綱第16条の規定による緊急運航を要する事態が生じたとき、又は当日の気象条件が運航に適さないときは、運航の全部または一部を中止することができる。

(参加希望申込)

第4条 防災訓練等に防災救急ヘリの参加を希望する市町村等の長（以下「申請者」という。）は、防災訓練等開催日の前年度2月末までに宮崎県防災救急ヘリコプター参加希望申込書（様式第1号）を運航管理責任者に提出するものとする。

(参加の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条による年間利用参加希望申込書が提出されたときは、他の通常運航との調整及び訓練場所の飛行条件等の調査を行ったうえ、参加を認めるものは防災訓練等開催日の前年度3月末までに年間運航計画（以下、「年間運航計画」という。）に登載し、その結果を市町村等に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、年間運航計画の送付をもって代えることができる。

(参加手続)

第6条 市町村等は、前条による参加決定を受けたものについて、防災訓練等開催日の1月前までに宮崎県防災救急ヘリコプター防災訓練等参加申請書（様式第2号）を運航管理責任者に提出して承認を得るものとする。

- 2 前項による承認は、宮崎県防災救急ヘリコプター防災訓練等参加承認書（様式第3号）によるものとする。この場合、運航管理責任者は必要な条件を付すことができる。

(市町村等の措置)

第7条 申請者は、第6条第2項による承認を受けた場合、必要に応じ次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 防災救急ヘリの離着陸場所を確保し、航空法施行規則第172条の2に規定する

飛行場外離着陸許可申請に係る飛行場外離着陸場（以下「場外離着陸場」という。）の位置図、概要図及び場外離着陸場の土地使用承諾書を作成し、訓練日の1月前までに運航管理責任者に提出すること。

なお、2種目以上の防災訓練等において当該訓練の性格上、複数の場外離着陸場を必要とする場合は、複数の場外離着陸場を確保するものとする。

- (2) 離着陸帯には、所定の標識を設け、散水等必要な措置を講じること。
- (3) 防災救急ヘリの離着陸に際しては、人員を配置して、離着陸地帯及びその付近への立入りを禁止すること。
- (4) 防災救急ヘリの離着陸に伴う騒音、砂塵等について事前に離着陸場所及び訓練場所付近の住民に理解を得ておくこと。また、これらの苦情等が発生した場合には、申請者の責任で処理すること。
- (5) 航空隊が行う場外離着陸場の確認のための事前調査及び事前訓練に際しては、(2)から(4)の措置を講じること。
- (6) 訓練に使用する資機材の陸上搬送が必要な場合には、所要の協力を行うこと。

(訓練等に伴う事故)

第8条 防災訓練等において、防災救急ヘリの運航に起因する訓練参加者及び第三者に損害を与える事故が発生したときは、防災救急ヘリの運航上の重大な過失によるものを除き、市町村等が責任を負うものとする。

(書類の経由)

第9条 第4条及び第6条の規定により提出する書類は、宮崎県防災救急航空センターを経由して運航管理責任者に提出しなければならない。

(防災訓練等参加の特例)

第10条 総括管理者が特に必要と認める防災訓練等参加については、総括管理者の指示により防災救急ヘリを派遣できるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年8月5日から施行する。

文 書 番 号  
年 月 日

宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理責任者 殿  
(消防保安課長)

市町村等の長

市町村長  
消防の一部事務組合の管理者  
消防を含む一部事務組合の管理者  
県の機関の長  
国の機関の長

**宮崎県防災救急ヘリコプター年間利用希望申込書**  
( 年度)

1 訓練等年月日	年 月 日 ( )
2 訓練等の名称	
3 訓練等の実施 予定場所	
4 希望する訓練	(1) 救急搬送訓練 (2) 救出救助訓練 (3) 空中消火訓練 (4) 物資輸送訓練 (5) 情報収集訓練 (6) 広報訓練 (7) その他 ( )
5 飛行場外離着 陸場予定地	
6 その他参考と なる事項	

担当者の職氏名 (連絡先)	(TEL : ) (FAX : )
------------------	----------------------



宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理責任者 殿  
(消防保安課長)

市町村等の長

市町村長  
消防の一部事務組合の管理者  
消防を含む一部事務組合の管理者  
県の機関の長  
国の機関の長

**宮崎県防災救急ヘリコプター防災訓練等参加申請書**

1 訓練等年月日	年 月 日 ( )
2 訓練等の名称	
3 訓練等の実施 予定場所	
4 希望する訓練	(1) 救急搬送訓練 (2) 救出救助訓練 (3) 空中消火訓練 (4) 物資輸送訓練 (5) 情報収集訓練 (6) 広報訓練 (7) その他 ( )
5 飛行場外離着 陸場予定地	
6 その他参考と なる事項	

担当者の職氏名 (連絡先)	(TEL : ) (FAX : )
------------------	----------------------

（ 申 請 者 ） 殿

宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理責任者  
（宮崎県消防保安課長）

### 宮崎県防災救急ヘリコプター防災訓練等参加承認書

年 月 日付け第 号で申請のあった宮崎県防災救急ヘリコプターの  
防災訓練等への参加については、下記のとおり承認します。

#### 記

- 1 訓練等日時 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
- 2 訓練等の名称
- 3 実施内容
- 4 条件等

## 6 宮崎県防災救急ヘリコプター運営連絡協議会会則

平成16年 6月 1日  
総務部消防保安課

### (目的)

第1条 宮崎県防災救急ヘリコプター（以下「防災救急ヘリ」という。）の円滑な運営管理を図り、もって本県消防防災体制の充実強化に資することを目的として、宮崎県防災救急ヘリコプター運営連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 防災救急ヘリの運営に関する協議、連絡、調整に関すること
- (2) 防災救急ヘリの運営に要する経費のうち、市町村負担に関すること
- (3) その他必要な事務に関すること

### (構成)

第3条 協議会は、宮崎県、宮崎県内の市町村及び消防本部（局）、宮崎県市長会及び宮崎県町村会をもって構成する。

### (役員)

第4条 協議会に会長、幹事及び会計監事を置く。

- 2 会長は、宮崎県危機管理統括監をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 幹事は、次の者をもって充てる。
  - (1) 宮崎県消防保安課長
  - (2) 宮崎県市長会が推薦する消防防災主管課長3名
  - (3) 宮崎県町村会が推薦する消防防災主管課長3名
  - (4) 宮崎県消防長会が推薦する者3名
  - (5) 宮崎県市長会事務局長及び宮崎県町村会事務局長
- 5 会計監事は2名とし、幹事の互選により選出するものとする。
- 6 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、役員が任期途中で交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員の仕事)

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 会長及び幹事は、幹事会を構成し、協議会の業務を議決し、執行する。
- (3) 会計監事は、会計監査を行い、その結果を幹事会に報告する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、幹事会によるものとする。

- 2 会議は、会長が招集し、議長を務める。
- 3 会議は、構成員の過半数の出席により成立する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、代理人をもって議決権を行使することができるものとする。
- 6 会議は、次の事項について議決を行う。

- (1) 会則の改廃に関する事
- (2) 予算及び決算に関する事
- (3) その他第2条に規定する所掌事項に関する事

(書面等による会議)

第7条 前条の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法をもって構成員の承認を得ることにより議決にかえることができる。

2 前項に規定する議決については、前条の関係規定を準用する。

(事業年度)

第8条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計)

第9条 協議会の出納は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定にならい翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

2 協議会の運営に関する事務的な経費は、宮崎県が負担する。

(事務局)

第10条 協議会に事務局を置き、その事務は、宮崎県防災救急航空センターにおいて処理する。

2 事務局に事務局長を置き、宮崎県消防保安課長をもって充てる。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年7月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年8月5日から施行する。